

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

条例の進行管理について

2 監査の目的

基礎的な地方公共団体である市町村の行政事務は法令等の他、条例に基づき処理するとされているが、(地方自治法第2条2、3項・第14条1、2項)本町の事務事業が、自主立法である町条例を遵守し適正に行われているか、改善すべき点はないか等を調査検証し、合理的、かつ、効果的な事務の執行により、町民の福祉増進及びサービスの向上に資することを目的とする。

3 監査の方法

監査を行うに当たり、別海町条例全255条例中、昨年度監査を実施した52条例を除く203条例から47条例を抽出し、当該条例に係る規則・規程等を含めて事前審査を行い、対象部課の説明聴取を中心に本審査を実施した。

4 監査の対象部課

総務部 総務課、防災交通課、総合政策課、財政課
福祉部 町民課、福祉課、介護支援課、保健課、母子健康センター、老人保健施設
産業振興部 農政課、商工観光課、水産みどり課
建設水道部 管理課、事業課、上下水道課
教育委員会 学務課、生涯学習課、図書館
町立別海病院 事務課

5 監査の期間

平成28年9月5日から平成28年9月9日までの5日間

6 監査の着眼点

- ① 条例を遵守し、目的に沿った事務処理が実行されているか。
- ② 条例とそれに係る規則・規程間の整合が取れているか。
- ③ 適時見直し等が成され、時代の状況・情勢に適応しているか。

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

条例の進行管理について、概ね目的及び趣旨に適応した解釈がされ、適正に事務処理が執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があった。

本監査は、抽出法により一部の内容確認に留まっており、所管の部及び課では残る条例等を含め、今一度各々確認を行い、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

2 改善を要すると認められる事項

(1) 各条例は議会に諮られ、必要と認められて制定されたものであるが、法律の改正等により、目的を終えていると認められる条例が見受けられたので、廃止されたい。

(2) 協議会等の設置条例を定めているものの、該当する協議会等が設置されていない状況が一部に見受けられたので、必要性を含め検討され、改善されたい。

(3) 条例の中には、他の条例等の規定を準用している例があるが、準用元の条例等の改正時に見直しされていない事例が見受けられたので改善されたい。

(4) 一部の条例に「別海町条例の左横書き移行に伴う特別措置条例」の規定によらない文字使い等が見受けられたので、適時改善されたい。